

Title	自由民権思想と佛蘭西カルヴアン派の人々 (二)
Sub Title	
Author	島田, 久吉 (Shimada, Hisakichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1933
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.12, No.2 (1933. 6) ,p.137- 152
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19330630-0137

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

自由民権思想と佛蘭西カルヴアン派の人々(二)

島田久吉

序 論 (二)

十六世紀に於る民主主義論者は通常 Monarchomachi 暴君反對論者と云ふ名稱の下に一括せられてゐる。この名稱は William Barclay などの著作 De Regno et Regali Potestate, adversus Buchanan, Brutum, Boucherium et reliquos Monarchomachos, 1600 に初めて使用したのに由來する。この一派に屬する論著を擧ぐれば大體次の通りである。

Théodore de Bèze "Droits des Magistrats sur leur Sujets" 1573.

Francois Hotman "Franco Gallia" 1543.

Marius Salamonijs "De Principatus" 1578.

Stephanus Jurius Brutus "Vindictae contra tyrannos 1579.

自由民権思想の佛蘭西カルヴアン派の人々

(288) Rose, évêque de Snils "De justa republice christiane in reges impios et hereticos autoritate" 1590.

Boucher "De justa Henrici III abdictione" 1591.

Lambert Dauau "Politices Christianae" 1596.

Buchanan "De Jure regni apud Scotos" 1579.

Mariana "De Rege et Regis institutione" 1599.

Suarez "Tractatus de Legibus ac Deo Legislatore" 1613.

Althusius "Politica" 1603.

最後の二は十六世紀中に發表せられたものではなけれども其の傾向から見ればこれを同列に加へて差支へない。(この派に關しては Rudolf Treumann, Die Monarchomachen, eine Darstellung der Revolutionären Staatlehren des XVI Jahrhunderts 1895 に詳細な研究がある。猶' Otto von Guericke, Johannes Althusius und die Entwicklung der naturrechtlichen Staatstheorien, S. 3. 4. 参照) 又この論者中にはカルヴン派に屬する人々とゼスイト派に屬する人々とがある。即ちマリアナ、スアレズの如きは後者である。今、兩派の區別を暫く措き、彼等全部の所説に殆んど共通なる特徴と見做

すべきものを求めれば、(一)彼等の主張する自由の第一の動機は宗教上の自由であること、(二)彼等の立論の方法は依然として中世的であり、常に神法もしくは自然法の觀念を離れず、政權の窮極の始源に關しては廣い意味の神意説を脱せざること、(三)但しこの神意説を脱せざると云ふも、君主神權説については斷乎として之を排撃しこれに代つて人民神權説とも見做すべき主權在民論を宣揚せること、(四)その主權在民論の根據としては常に服從契約に訴へてゐること、(五)然共、彼等は君主政治そのものに反對するにあらずして單に暴虐政治、壓制政治に反抗するものであつて、積極的なる民權の伸張と云ふよりは寧ろ消極的なる民權の擁護に過ぎざること等である。以下なるべく簡單に宗教上の自由と政治上の自由との關係、自然法思想と自由主義の關係、神意説と主權在民説、服從契約と民主主義學説、並に民主主義學説と君主政治との關係を検討して彼等の思想が近世自由民權論の發生に及せる影響を明にせんとする。

第一に宗教上の自由と政治上の自由との關係については已に述べた通りである。茲に再び繰り返すことを許さるるならば Larnade の言、即ち人權宣言の最初の淵源は政治上の動機に發するものにあらずして宗教上の動機に出でたものであつたと云ふに盡さる。良心の自由或は信仰の自由は實に他の凡ての自由の根元をなしてゐるものである。Bancroft が立憲的自由の誕生と稱した(History

(382)

of the United States, 1. p. 244) Mayflower Compact は神の榮光と基督教信仰の増進の爲に、ニュー・イングランドに最初の植民地を建設せんとする意圖を語り Connecticut の The Fundamental Orders は主イエス、キリストの福音の自由並に純潔を維持せんが爲に團結に入らんとする由を述べてゐる。Hattersley 教授の云つてゐる様に、宗教上の自由は實に政治上の自由の生みの親である。(Short History of Democracy; op. cit. p. 109) 元來、十六世紀に於る權利闘争の *Primum Mobile* は宗教的なるものである。政治的權利に關するものは第二義に置かれてゐるに過ぎない。即ち宗教の自由と云ふ本來の目的を貫徹せんとする手段として叫ばれてゐるのである。例へばスアレンズ、マリアナの如く加特利教徒にして新教徒君主を戴くに至つたものは、その信仰を抑壓する俗界權力に反抗して法王の地位並に舊教徒の自由を防禦せんとし、ベーズ、オトマンの如くカルヴァニストにして舊教徒君主の迫害に憤激せるものは同じくその信仰を暴壓せんとする専制權力に叛旗を翻すに至つたのである。ゼスイトは新教國下に於る舊教徒の自由を宣揚し、カルヴァニストは舊教國下に於る新教徒の自由を主張する。兩派はその目的に於て雲泥の差があるけれども、その信仰の自由を主張するや一である。これ兩派とも、國王の暴壓専制に抗する所以であつて、その目的を貫徹せんとする手段こそ懸て政治的自由の源泉となつたものである。

第二にこの宗教闘争及びこれより派生したる政治闘争は本来、宗教改革を契機とする一大展開である。しかしながら宗教改革を一轉機として歴史は確然と近世へ推移するものではない。恰も宗教改革の時運を見ずして遙かその以前に世を去つたマキアヴェリが却つて近世劈頭の人と云はるべきに反して、宗教改革家及び十六世紀の思想家は寧ろ中世の人々と見なす方が適當であらう、十七世紀が純然たる政治論争の時代であるか否かは頗る疑問の余地があるけれども十六世紀が依然として神學論争の時代であることは疑なきところである。(G. P. Gooch, *Political Thought in England from Bacon to Halifax*, p. 7 參照)十六世紀の政治思想は思想界の他の全部門と同じく宗教改革の影響によつて支配せられてゐたのは言ふまでもない。併し乍ら、ルーテル、メラニヒトン、カルヴァン等の教示が政治思想に與へてゐる影響はマキアヴェリの夫れとは全然背馳したものであつた。マキアヴェリの唯理的、非道德的、非宗教的精神は彼等の教示の中には何處にも發見せられない。文藝復興が彼等の上に深甚な影響を及してゐるのは争へないが彼等宗教改革家の倫理學說、政治學說は嚴格な意味に於て中世的でありヌウラ哲學の亞流である。(W. A. Dunning, *Political Theories, from Luther to Montesquieu*, p. 34 參照)されば彼等を直接の師宗とするも、せむらも、十六世紀の思想家が彼等のかゝる傳統から脱するを得なかつたのは蓋し已むを得ない處である。近世主權國家の最初

の理論家にして *Monarchomachi* とは對蹠的立場にあつた *Politiques* の随一人 *ジャン・ボダン* すら神法及び自然法の觀念から全的には離れ得なかつたこと (*De Republica Libri sex, I. Ch. 8-10*) を思へば、これは寧ろ當然のことである。已にストア學派及び若干の羅馬法學者によつて暗示せられた自然法と神法との混同は基督教の支配時代に於ては避け難きことである。『吾人の自然を語るときは神を意味するなり。世界を創りしものは神なればなり。』と云ふ聖クリストムムの言は依然として十六世紀の自然法思想の背後に横つてゐる。若し自然法思想の中世より近世への推移を以て自然法の神法よりの解放、換言すれば自然法から神學的觀念を排除して人間理性へ還元せしむるにあつたことすれば十六世紀は正にかゝる解放の過渡期と云ふことが出來やう。蓋し自然法の内容は之を理性に求むるもその制裁は聖書に歸據せしめんとした例證は十六世紀の思想家の所論に隨所に尋ねることが出来る。自然法が神學的外被を脱ぎ捨て、純然たる法學的觀念となつたのは遙に後代のことである。而して暴君反對論者はかゝる神學的形式に於る自然法の觀念を以て政治權力の行使を制限せんとしたのである。自然法の存在及びそれが人間の立法者より優越せる源泉より來り、隨つて立法者の上に絶體的拘束力を有すると云ふことは決して疑はるゝことがなかつたのである。天賦人權論が自然法的思想であるのは云ふまでもない。而してこの自然法と神法との混同時代に於ては自然の權

利の問題は神意を解釋する權威は何處にありやとの問題に歸せざるを得ない。即ち王權の絶體性を支持するが爲に主張せられたる君主神權説は君主を以て神意解釋の絶體權威となし、これに對して人民主權を高唱したものは人民を以て神意解釋の最後の權威であるとする。暴君反對論者がかゝる神意説を以て專制主義を制限せんとしたのはその時代に照らして尤千萬である。彼等の時代の思想から見れば政治權力は常に神意による自然の權利によつて制限せらるべきものである。而してかゝる自然の權利によつて制限せらるる處に人民自由の理由が存するのである。自然の權利の認定は神の直接授權者たるもの、解釋によるのである。而して神の直接授權者たるものは國王にあらずして實に人民全體である。自然法の解釋は君主に屬するものでなくして人民に屬するものである。即ち君主神權説に對して人民神權説 *Divine right of people* と云ふべきものである。これが社會契約説の持つ重大性であり國王に代つて人民をして政權の正當なる始源ならしめた所以である。實に社會契約説の採用は人民自身が自然法の解釋に關する最後の權威であると云ふ意味を含んでゐるのである。(J. A. Smith, *The Growth and Decadence of Constitutional Government*, p. 10, 11 參照) 中世的思想より近世的思想への推移はこの政權の始源に關して次第にかゝる神學的要素を失ふに至つた経路にある。即ち漸次に人民全體を以て單に神意の仲介者なりとする思想より進んで人民自身が最

初の直接の始源なりとする思想に至つたのである。政權は神より生ずると云ふ神秘的觀念は次第に消散して遂に單に『數』に政權を歸屬せしむる近代民主主義の發生を見るに至つたのである。されば民主主義思想は之と二の種類に分けることが出来る。一は全政權は神より生ずるも、神は之を人民全體に寄託せりとす説より出發するものと、斯かる形而上學的觀念を全然滅却して端的に全政權は直接に人民より生ずると云ふ説より出發するものとある。十六世紀の思想家はこの前者の思想から解放せられてはゐない。彼等を民主主義論者と云ふは *Democrats théocratiques* と云ふ意味に於てである。彼等の契約論と雖もその窮極に於ては神意説より脱してはゐるものではないのである。蓋し神に隨ふは人に隨ふよりなすべきことなりとの原則は十六世紀に於けるあらゆる革命的文書の出發點をなすものである。これ暴君反對論者の問題は常に宗教的地盤の上に置かれてゐたと云はれる所以である。(Treumann, op. cit. S. 68) 神意に基く神政的民主主義と數に立脚する功利的民主主義とは何れが多く自由民権思想に寄與したかは遽に斷じ難いが、純然たる功利的根底の上に礎かれたる自由なるものが如何に危きものであるかは夙に Dacey 教授が其の名著 *Law and Opinion in England* 中に於てペンタム流自由主義を批判せるうちに道破せるところである。少くとも初期に於る諸々の人権宣言中に表明せられてゐる天賦人權論の背後には理性的自然法と並んで神意的自然法

の思想が横つてゐるのを見逃すことは出来ない。

第三に暴君反對論者が主權在民説を主張するに當つてその論法となせる契約論と自由主義との關係である。

民主主義と自由主義とは必ず相俟つて完全となるものでデモクラシーのある處必ずリベリズムありとは屢々主張せられるところである。(Ivor Brown, The Meaning of Democracy)しかしながら民主主義學説は必しも自由主義學説なりと信じてはならぬ。民主主義と自由主義との混同は最も一般に行はるる過誤であつて、我々は之に對して慎重に注意する必要がある。尤も世の中にデモクラシーと云ふ言葉ほど多種多様な意味に使はれてゐるものはない。一の傾向とか一の心的基調とか云ふ意味に用ひるならば自由主義と殆んど同一であらう。但し純政治學の意味に於る民主主義學説は自ら異なる。しからば民主主義學説とは何を指して言ふか。茲に云ふ民主主義學説とは『政治權力の起源を社會全體の意志にありとし政治權力が正當であるのは此の社會全體によつて創設せられしが故である』となす説に局限する。政權が社會全體の意志によつて創設せられたとすれば之の創設に至る過程として屢々訴へられるのは社會契約の理論である。處がこの社會契約説は常に必しも自由主義的な結論に達するものとは限らないのである。たとへばこの派の最も代表的なるホッブズにしても、

ルソーにしても一度び成立せる政權の萬能と之に對する個人の絶體的服従に終つてゐるではないか。ホッブスと民主主義學説とは最も縁の遠い様に思はれてゐるが而して又彼の信條が専制主義にあつたことは疑を容れないけれども、彼の理論上の結論は根本的に見れば必しも専制君主政治にあるのではなからず。A Common-wealth is said to be instituted, when a Multitude of men to Agree, and Covenant, every one, with every one, that to whatsoever Men or Assembly of Men... (Leviathan, rep. from the ed. of 1651 Clarendon Press, p. 133)即ち彼の主張を論理的に導けば主權者は一人であつても一團體であつても或は人民全部であつても差支へないのである。唯、彼は一度び設立せられたる主權者の絶體性を高唱するのであつて、國權至上主義とも稱すべきものである。彼は國家組織の如何を問はず國家の無制限なる主權を要求してゐる。彼はこの國權至上主義が最もよく君主政體によつて實現せらるべきを信じたが故に絶體君主政體を高唱したのであつて、政權の始源を人民の契約に歸した點に於てはホッブスの説と雖も民主主義學説の中に數へて不都合とは云はれぬ。ホッブスの説を以て民主主義學説と云ふのがバラドキシカルに聞ゆると同じ様に今ルソーを以て専制主義者と云へば何人もその言の奇矯に驚くであらう。併乍ら、ルソーは所謂る一般意志 *Volonté générale* の専制を主張するに於ては飽迄も専制主義者である。即ち曰く『社會契約をして有名無實の形

式になさなためには之の契約は暗黙の中に次の約束を含んでゐるのであつて、又この約束こそ獨り他人に對して強制力を與へる所以のものであるが、その約束とは則ち一般意志に服従することを拒絶するものは何人と雖も全團體によつて其の服従を強制せらるべしと云ふのが之である。』(Du Contrat Social, Liv. I. ch. VII) 又曰く『恰も自然が各人に對して其の四肢の上に絶體の權力を賦與してゐると同じ様に社會契約は政治團體に對してその凡ての團員の上に絶體的權力を賦與する。而して主權と呼べるものは即ち一般意志によりて主宰せられる此の權力である。(Liv. II. ch. IV) マシーは常に人民全體と云つてゐるけれども、人民全體がその意志を表明するのは社會契約の時のみである。これを除けば大多數の意志が常に他のものを強制する。La voix de plus grand nombre oblige toujours les autres (Liv. IV. Ch. 1)

一體マシーの Volonté générale 極限疎糲糊として矛盾を極めた言葉はなご。或時は Volonté générale が各部の意志であるが La Volonté constante des tous les membres de l'Etat est la Volonté générale (Liv. IV. ch. II) 或時は 1 體は各部の意志は皆ち一なるが Il y a certes bien de différence entre la volonté de tous et la volonté générale (Liv. II. ch. III) 又 1 體は皆ち一般であるためになご 1 體は皆ち一なるが 1 體は皆ち一なるが 1 體は皆ち一なるが 1 體は皆ち一なるが il n'est pas toujours nécessaire quelle soit unanime (Liv. II. ch. II) 更に或は 1 體は皆ち一なるが 1 體は皆ち一なるが 1 體は皆ち一なるが 1 體は皆ち一なるが Quand les caractères de la volonté générale cessent d'être dans la pluralité, quelque partie qu'on prenne, il n'y a

plus de liberté (Liv. IV. ch. II) 又却つて、一般意思は大多數の意志にあらざることを説くのである。on doit concevoir... que ce qui généralise la volonté est moins le nombre des voix que l'intérêt commun qui les unit (Liv. II. ch. IV) 上の點に關しては今茲に細説する邊がないのを遺憾とする。

ルソーはロックの主張する處をホッブスの方法によつて展開したと稱せられてゐるけれども、ロックが反抗の哲學を強調したのに反して、ルソーは絶體服從の結論に到達して仕舞つた。一體専制主義と自由主義との根本的分岐點は何に存するかと云ふに、今暫く Paul Janet の説を藉りて云へば、専制主義とは國權が創設して之を個人に附與したる權利のみを認容する主義を云ひ、自由主義とは國權より獨立せる自然の權利を個人に認容し、國權はこの權利を損傷制限することを得ず、却つて國權そのものは自然の權利の保障の爲に存在すると云ふのがこれである。(D. Janet, Histoire de la Science Politique dans ces rapports avec la Morale, 5 ième ed. pp. XCI—)これを社會契約との關係について見れば自然の權利の無條件的讓渡か條件附讓渡かによつて専制主義、自由主義の別を生ずることとなる。故に社會契約の内容に二の種類がある。一は自然の權利の存在を斷定しこの自然の權利を確保せんが爲に契約によつて政權を設立するのであるから、この自然の權利は政權の強制力の及ぶ範圍外にあり、若し政權にしてこの天賦人權を制限損傷することあらんか、政權に對する反抗は正當なりとなす即ち自然の權利を以て神聖不可侵となすものと、自然の權利なるもの、存在

を全然認めず或は之を認むるも、社會契約によつて國家を形成する時に當つて、之の自然の權利を全部國家に譲渡し而かもこの一度び譲渡せられたる權利は已にその不可侵性を失ふものであるから、これの損傷制限を名として國家權力に反抗するは正當でないとなすがこれである。Béze, Hoin-an, Duplessis Mornay, Jurieu, Burlamaqui, Knox, Goodman, Buchanan, Locke の人々は前者の立場をとり、Hobbes, Rousseau は後者の立場をとり。

この點に關しは前掲 Gierke の Johannes Althusius S. 113-118 に犀利な研究がある。この對立は亦、社會契約説 (Pactum unionis, Pactum societas) と服從契約説 (Pactum subjectionis) との關係に於て見ることが出来る。十六世紀の思想家は國王と人民との相互契約即ち Pactum subjectionis の方に重點を置いたものである。或は社會そのものの存在は自然の事實として黙過し單に政權成立に至る過程を服從契約に歸せしむるか、或はマリアナ、サロニウムの如く自然の状態より出發するも政權の始源は服從契約に求め、或は Vindictice contra tyrannos の著書の如く社會並びに政權の始源を神と人民及び人民と國王との間の二重契約によつて説明するも、アルトツウスの如く主權は社會契約によつて創設せらるるも、それより生ずる權力の行使は第二の契約に於て政府に委任せられるとなすものを問はず、皆自然の權利を無條件に拋棄してゐるものはない。若し大膽なる論斷を許さるならば、單一の社會契約のみを認むる論者は大體に於て自然の權利の無條件的讓渡に終り、服從契約或は社會契約に重ねるに服從契約を以てする論者は自然の權利の保留附讓渡をなしてゐる。但し服從契約より出發して專制主義の結論に達してゐるものに Denis Sylvius, de Ortu et Auctoritate imperii Romani 1446 がある。ボロツク氏はホッブズの契約論を以て Pactum unionis とし、Pactum subjectionis とするを認め、その内容に於ては服從契約に違ひないが、その形式に於ては Pactum unionis とし方が妥當である。

自由民權思想と佛蘭西カルヴァン派の人々

(392)

(Pollock, Essays in the Law, p. 108) カントの如きは社會契約と服従契約との二段構への論法で自然の権利の擁護をなしてゐる。ルソーに至つては社會契約を認むるに過ぎない。これ彼が、國民主權の絕對至上性に陥つた所以であらう。

扱てこの兩者の中いづれが人權宣言の精神に照應してゐるかを云へば次の前文を讀むものはこの點疑問を起す余地はあらず。

Les représentants du peuple français, constitués en assemblée nationale, considérant que l'ignorance, l'oubli ou le mépris des droits de l'homme sont l'unique cause des malheurs publics et de la corruption des gouvernements, ont résolu de rétablir dans une déclaration solennelle, les droits naturels, inaliénables, imprescriptibles et sacrés de l'homme....

ルソーの社會契約論と人權宣言との關係は會て先學問に於て激しい論戰の的となつた事もある。(Jalinck, op. cit. Die Erklärung, Boumy, Annales des Science politiques, 15 juillet 1902, Janet, op. cit. II. 456, 參照)。今日カントとルソーの人權宣言に對する關係に於ては依然として二の見方がある。一は Duguit の如くルソーの社會契約論と人權宣言の精神とは寧ろ正反對にあるとなす。(Traité de Droit Constitutionnel 1921, p. 431) の如く Henri See の如く依然としてルソーの眞諦を以て革命思想醸成の第一人者とみなすものもある。(L'Evolution de la Pensée Politique en France au XVIII^e Siècle, p. 173) 蓋しルソーの思想が佛蘭西革命に對して重大な關係を有するは何人も否定する事は出来なす。只 Contrat Social 中に表はれたる思想をとりてその論理的歸結を求めれば、寧ろ自由主義に非して、

專制主義に到達してゐると見做す方が公平である。

第四に暴君反對論者の民主主義は決して共和的政體を意味するものではない。亦王權に對する積極的制限を主張したのではない。彼等は君主政其のものに反對したのでなくして、單に暴政壓制に對して民權の消極的擁護となしてゐるに過ぎないのである。王權の存在そのものに就いては彼等も、その反對論者たる Politiques の人々と何等異なる處はない。之の點 Monarchomachi なる名稱は誤解を招き易し。ハロントゥハイマーの言ふが如く Tyrannomachs と呼ぶを以て至當とする。(Legal Philosophies, op. cit. p. 118)元來、民主主義は決して共和的政體を意味するものではない。ルソー自身も云ふ通り、政權の始源を人民に求むる學説はあらゆる政體と妥協するものである。最良の政體はその政體が適用せらるゝ社會の情勢に最も適合するものであれば足りる。佛蘭西革命以前に於て、君主政體に代つて、共和的政體を樹立せんことを主張した思想家は殆んど一人もないと云つてよい。Montesquieu は英國式王國を以て理想となし、Voltaire は時としては獨裁的改革家をも歓迎し、D'Alembert は共和政體を推稱したけれども、こは單に君主政體の中に共和政體の長所を注入せんとするに止り、Diderot, d'Holbach, Helvétius の人々は君主政治に反對したがしかし明確に或は暗々裏に共和政治を樹立せんとする思想を放棄してゐる。(A. Auclard, Histoire Politique de la Révolution Fran-

(393)

(394)

caise, VI^e ed.p. 3 參照) 況んや十六世紀は近世民族國家成立の時代である。この時代に於て王權の形式に於る國家主權の確立は時勢の最大急務であつたのである。されば暴君反對論と雖も王權の確立そのものに對しては何等反對の余地はないのである。只、その行使が彼等の思惟する自然の權利を蠶食する場合に於てのみ反抗の理由を發見するのである。洵に T. A. Smith 教授の言の如く立憲政治の本質は政權の行使を圍繞する抑制の制度に外ならない。(Growth and Decadence of constitutional Government op. cit. p. 11) (未完)